

【資料6】

平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する決議

平成28年熊本地震の発生から6か月が経過した。これまで全国各地から被災地へ支援が寄せられ、また国においても復旧に対応するための補正予算を迅速に成立されるなど、東日本大震災の教訓をいかした対応がとられたことに感謝している。

しかしながら、熊本県から大分県にかけての地震活動は減衰傾向にあるが、8月31日には熊本市と宇城市で震度5弱を観測するなど、予断を許さない状況が続いている。

被災地においては、犠牲者を悼みながらも、生活再建を進めるとともに、農林水産業・中小企業の経営再建や雇用維持のため、懸命な努力が続けられている。

よって、国においては、被災地の状況をしっかりと踏まえ、一日も早い被災者の生活再建や被災地の復旧・復興に向けた取組をさらに強化、加速していただくとともに、次の事項について、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要望する。

1 復旧・復興事業の財源確保

震災からの復旧・復興に必要な事業については、財源を確実に確保すること。

2 生活再建の支援

災害で住宅等に被害を受けた方が貸付を受けられる「災害援護資金」については、東日本大震災と同条件とすること。

また、国税・地方税については、東日本大震災時の対応を踏まえた特例措置を創設すること。

3 公共施設等の早期復旧

被害を受けた道路、橋梁、市庁舎、空港などの公共施設、医療関連施設、文教施設などの早期復旧を図るため、最大限の支援を行うこと。

4 文化財の早期復旧に向けた支援

熊本城の石垣・重要文化財建造物並びに再建・復元建造物等の修復については、特段の財政支援と人的支援を講じること。

また、阿蘇神社の楼門等の国指定重要文化財等の修復については、特段の財政措置を講じること。

さらに、震災により損壊した熊本・大分の指定文化財等の修復についても、財政措置や専門家の派遣など全面的な支援を行うこと。

5 観光産業復興に向けた支援

「九州ふっこう割」等の助成制度は、風評被害を受けた九州内の旅館、ホテル及び観光施設へ効果的に作用し、宿泊客等は、回復傾向にある。

しかし、九州観光の完全な復興には、なお多くの時間を要し、回復への道のりは長期にわたることから、引き続き誘客に向けた支援を継続的、積極的に実施すること。

平成28年10月24日

九州市議会議長会